

# 京都市中央斎場 残骨灰減容化等業務委託仕様書

## 1 業務の名称

京都市中央斎場 残骨灰減容化等業務委託

## 2 業務の概要

令和3年4月から12月の間に京都市中央斎場（以下「中央斎場」という。）で発生する残骨灰を搬出・運搬し、粉砕による減容化及び残骨と残灰等の選別等を行う。

選別後、残骨は有害化学物質を除去等したうえで本市が指定する場所に返還し、残灰等は適正に有害化学物質の除去等を行う。

残灰等から発生した有価物は精錬のうえ、本市の検査を受けた後に受託者が時価（総額が本市の設定金額を超えない限りにおいて）で買い取ること。

本業務を行うにおいては故人の尊厳の尊重を第一義とし、業務全体を通じて残骨灰を丁重に取り扱うこと。

## 3 用語の定義

### (1) 残骨灰

火葬後に行われる遺族等の収骨作業によって収骨されず、中央斎場に残されたお骨、灰（集じん灰を含む）、金属類、副葬品等をいう。

本市では、残骨灰を宗教的感情及び故人の尊厳の対象として扱っており、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物に該当しない。

### (2) 残骨

残骨灰に含まれるお骨をいう。

### (3) 残灰等

残骨灰のうち、残骨以外のものをいう。

### (4) 減容化

残骨灰を残骨と残灰等に分別し、残骨を粉砕すること。

### (5) 聖土槽

中央斎場敷地内に設けている槽。減容化等実施前の残骨灰を収蔵しており、減容化等実施後の残骨を返還する場所

## 4 委託期限

聖土槽からの収集期限 令和4年1月31日（月）

聖土槽への収蔵期限 令和4年3月下旬（休場日に限る）

有価物の検査期限 令和4年3月下旬

## 5 残骨灰の数量及び態様

### (1) 数量

約3.2トン見込（火葬件数12,750件，1件当たり2.5キロと想定して試算）

### (2) 態様

人工関節等は一定除去し，ある程度まで粉碎のうえ聖土槽へ収蔵しており，多量の水分を含んでいる部分がある。

また，以下の有害化学物質とダイオキシンが含まれる。

#### 【有害化学物質】

（採取：令和3年6月22日，単位：mg）

分析の対象	ばいじん※1	燃え殻※1
アルキル水銀化合物	検出されず※2	検出されず※2
水銀又はその化合物	0.0005 未満	0.0005 未満
カドミウム又はその化合物	0.001 未満	0.001 未満
鉛又はその化合物	0.019	0.005 未満
六価クロム化合物	7.8	4.2
砒素又はその化合物	0.037	0.044
セレン又はその化合物	0.18	0.009

測定方法：昭和48年環境庁告示第13号（溶出法：イ法）

※1 検査報告書で使用された呼称をそのまま転記，産廃という意味ではない。

※2 アルキル水銀化合物の「検出されず」は「0.0005mg/L 未満」の意

## 6 作業内容

業務は以下の工程により実施すること。なお，各工程においては，それぞれに掲げる条件（破線囲み内）を遵守するとともに，「10 業務全体を通じた留意事項」についても遵守すること。

### (1) 搬出・運搬作業

聖土槽に収蔵している令和3年4月から12月の間に発生した残骨灰を搬出・運搬する。なお，受注者の搬出方法により必要であると認める場合は，事前協議のうえ，機器の設置・使用等を認める。

- ・搬出作業は，月3日間の休場日又は夜間に実施すること。
- ・夜間の作業は19時から翌日の7時までであれば実施可能とするが，本市との事前協議を必須とする。また，その日の火葬件数等により，時間は変動する可能性がある。
- ・聖土槽の構造上，車両総重量3.7トン以下の車両しか乗り入れはできない。
- ・作業に伴う施設の改造等は認められない。また，施設を損傷しないよう作業すること。
- ・作業に必要な許可等がある場合は，受託者において取得のうえ作業に当たること。
- ・作業中は門扉を閉める等，内部の様子が外から見えないようにすること。
- ・減容化等対象の残骨灰が収蔵された本市が指定する槽以外の槽は開けないこと。
- ・搬出時に粉塵が舞う場合は，防塵マスク等を着用のうえ作業するとともに，粉塵が外に

出ないように必要な措置を取ること。

- ・搬出時に水分が滴下する場合は、敷地や道路等に漏出しないよう必要な措置を取ること。また、槽内に水がある場合は全て持ち帰り、受託者の責任において水を処理すること。
- ・残骨灰と水を分別する場合は、受託者の責任において適正に分別した水を処理すること。
- ・槽内部に入る際は、酸素欠乏対策等必要な措置を講じたうえ作業すること。
- ・作業は必ず複数人で行い、状況に応じて適切な安全衛生対策を講じること。
- ・運搬中は、積載した残骨灰が飛散しないよう細心の注意を払いながら走行することとし、万が一交通事故が発生しても、残骨灰が散乱しないような対策を講じておくこと。
- ・搬送先の施設は京都市から 150 キロ 圏内が望ましいが、それ以上の距離になる場合は、最低でも 1 回は積荷の状況を確認し、飛散防止対策に緩みが生じないようにすること。
- ・搬送に当たり、積替え作業を行う場合は、京都市中央斎場の駐車場を使用すること。

## (2) 減容化作業

以下の作業を、受注者の設備を使用し、設備に適した順序で実施すること。

### ア 選別作業

残骨灰を残骨、残灰等に精緻に選別する。

### イ 有害化学物質除去等

残骨から有害化学物質（上記 5 参照）の除去等を可能な限り行う。

### ウ 粉砕作業

残骨を粉砕し、減容化する。

- ・本市から搬出した残骨灰は、施設可能な屋内の保管区域で保管すること。
- ・保管及び作業において、残骨灰が飛散又は流出しないよう適切に取り扱うこと。
- ・作業時には粉塵が舞う場合は、防塵マスク等を着用するなど、状況に応じて適切な安全衛生対策を講じること。
- ・本作業を行う施設においては、各環境法令を遵守し、適切な環境対策を講じること。
- ・同じ施設を使用し、他の火葬場の残骨灰について類似の業務を行っている場合やその他物品を取扱っている場合は、本市の残骨灰と絶対に混ざらないようにすること。

## (3) 残灰等の有害物質除去等作業

### ア 灰の有害化学物質除去等

故人の尊厳を尊重しつつ、「平成 22 年 7 月 29 日付 健衛発 0729 第 1 号 厚生労働省健康局生活衛生課長通知」に従い、生活環境保全上支障がないよう適切に対応すること。

### イ 有価物の精錬

金・銀・プラチナ・パラジウムを対象とし、金及び銀は純度 99.99%以上、プラチナ及びパラジウムは純度 99.95%以上に精錬のうえ、純分認証極印（ホールマーク）を打刻した売却可能な地金の状態とすること。ただし、純分認証極印の打刻が困難な場合は、本市の承諾を得たそれに代わる証明書を添付すること。

#### ウ 廃棄物の処分

剥がれ落ちた炉材や斎場から搬出する際に残骨灰が入っていた袋等は、受託者の事業活動から発生した廃棄物として適正に処分すること。

#### エ その他

その他、上のア～ウ以外に発生するものは、各種法令に則り、リサイクル可能なものはリサイクルする等、環境に配慮しつつ適正に処理すること。

### (4) 残骨の返還

返還前に、残骨に含まれる有害化学物質（上記5参照）を測定し報告すること。測定方法は、「昭和48年 環境庁告示 第13号」に準拠すること。

報告の後、返還日時及び返還量（重量及び容量）並びに収蔵方法を本市と調整したうえで、聖土槽の本市が指定する槽に返還すること。

- ・ 返還作業は開場日を避け、月3日間の休場日に実施すること。
- ・ 残骨は乾燥した状態で返還すること。
- ・ 聖土槽の構造上、車両総重量3.7トン以下の車両しか乗り入れはできない。
- ・ 作業時には粉塵が舞うことが予想されるため、防塵マスク等を着用の上作業するなど、適切な安全衛生対策を講じること。
- ・ 返還時、他の火葬場の残骨が絶対に混ざらないようにすること。

### (5) 有価物の検査及び買取り

#### ア 検査

有価物は、本市が指定する場所（京都市内を想定）において本市の検査を受けること。また、純分認証極印の打刻が困難であった場合は、本市の承諾を得たそれに代わる証明書を検査時に提出すること。

検査日時は令和4年3月中旬を予定しているが、詳細な日程は事前に協議のうえ決定する。なお、有価物を運搬する場合に係る費用は受託者の負担とする。

#### イ 買取り価格

上記アにおいて検査した、金・銀・プラチナ・パラジウムの各質量に、検査当日の検査時点の時価を乗じて買取り価格を計算することとし、1円未満の端数が生じた場合は切り上げることとする。

計算に用いる時価は、一般社団法人金地金流通協会が公表している、「本日の相場」における「買取価格」のうち最高値のものとする。

#### ウ 買取り契約

上記イにより算出した価格をもって、【別紙1】の仕様書及び【別紙2】の契約書に基づき契約を締結する。ただし、買取りの上限は8,000万円を超えない範囲の有価物とし、総額が上限を超える場合は、有価物の一部を本市に返納することとする。なお、返納の対象となる有価物の品目及び数量は本市が指定するので、総額が上限を超える見込みとなっ

た場合は、分別して返納できるようにしておくこと。

契約は検査日即日の締結ではなく、検査日の翌日以降、本市において売却の決定を得た後に締結する。売却の決定には一定の日数を要する。

#### エ 精錬費用

精錬作業に係る費用については、事前に本市の承諾を得たうえで、以下の表に基づいて算出した金額を本契約の契約金額に追加することとし、契約金額の変更に係る変更契約を締結する。

精錬費用を追加した本契約に係る委託料の支払いは、「8 支払い方法」によることとする。

#### 【精錬単価等】

品目	精錬費用／g	その他作業	その他作業費用／g
金（Au）	円／g		円／g
銀（Ag）	円／g		円／g
プラチナ（Pt）	円／g		円／g
パラジウム（Pd）	円／g		円／g
その他必要経費			円

### 7 提出書類

各時点で提出する書類は【別紙3】「提出書類一覧」のとおり。遺漏なく、遅滞なく提出すること。

### 8 支払い方法

本業務の委託料は、本市への残骨の返還及び有価物の検査が済み、有価物の買取り代金が支払われたことを本市が確認できてから、請求できるものとする。本市は、適正な請求を受けてから30日以内に委託料を支払う。

### 9 契約の解除

本市は、契約書に定める事項の他、受託者が以下の各号に該当する行為を行ったときは契約を解除することができる。この場合、受託者は本市に対し、何らの損害賠償を求めることはできない。

- (1) 受託者が本仕様書及び契約書に定める事項に違反し、業務を委託し続けることが不適当であると本市が認める場合
- (2) 受託者が、本業務を履行するに当たって遵守すべき法令等に違反した場合
- (3) 受注者の責めに帰すべき事由により、業務開始日に本業務を開始できない場合
- (4) 受注者の責めに帰すべき事由により、本業務を履行期限までに履行できないことが明らかになった場合
- (5) 返還された残骨が中央斎場から発生した残骨ではないことが判明した場合

## 10 業務全体を通じた留意事項

- (1) 中央斎場での日中の作業は全て休場日に実施することとし、開場日の作業は夜間（午後7時から午前7時まで）のみ認める。夜間作業を実施する場合は本市と事前協議を行うこと。また、中央斎場の経常運営に影響を及ぼさないよう留意すること。

なお、新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方の夜間の火葬（以下、「時間外火葬」という。）を行う場合があるため、時間外火葬を行う日は、夜間作業の開始時間は午後9時とする。事前に時間外火葬の有無について、中央斎場に確認を行うこと。

### 【休場日一覧】

12月	7日（火）、19日（日）、25日（土）
1月	1日（土）、他未定
2月	未定
3月	未定

※ 未定の部分は、各月に3日ずつ、六曜の友引に当たる日のうちのいずれかとし、令和3年12月上旬に本市HPにおいて公表する。

- (2) 本業務を履行するに当たっては、本業務に関連する法令、条例及び規則等を遵守すること。また、必要となる届出等は、受託者が遺漏なく行うこととし、その費用もすべて受託者が負担すること。
- (3) 受託者は従事者への安全衛生対策を万全にすること。事故等が生じた場合、本市は一切の責任を負わない。
- (4) 本業務に必要な備品、機材、機材の稼働に要する電源、用具類はすべて受託者が準備すること。水道の使用については、事前協議のうえ認める場合がある。
- (5) 本市は、受託者への事前連絡なしに減容化等を行う施設を視察する場合がある。また、必要が生じた場合、受託者の業務履行への立会いや事務所への立入検査の実施、業務の履行状況等について書面による報告を求める場合がある。いずれの場合も受託者は正当な理由なく拒むことはできない。
- (6) 本市は、安全上の観点から聖土槽の位置等を非公開としている。本業務を履行するにおいて受託者が知った、聖土槽の位置、構造、運用方法等について、受託者は秘密保持義務を負う。
- (7) 本業務の一部を再委託する場合は、事前に本市の承諾を得ること。再委託の詳細については、京都市入札情報館の以下のアドレスに掲載された「再委託について」によることとする。  
(<http://www2.city.kyoto.lg.jp/rizai/chodo/buppin/buppin.htm#page2>)
- なお、再委託先の事業者が、(6)に関する業務を行う場合は、受託者と同様に再委託事業者も秘密保持義務を負う。
- (8) 本仕様書及び契約書に記載の事項の解釈について疑義が生じた場合は、本市の解釈による。
- (9) 本仕様書及び契約書に定めのない事項については、その都度、受託者と本市の間で協議するものとする。